

長門市教育委員会共催・後援名義の使用承認に関する取扱基準

I. 基本方針

長門市教育委員会は、市民の教育の発展のため、これらの振興に資する事業への共催・後援名義の使用は原則として広く認める。

ただし、リスクの高い事業については厳格に審査を行い、市民の身体的安全および経済的利益の保護を図るものとする。

II. 共催・後援名義の承認の基準

共催・後援名義の承認は、以下の段階的なフローに基づいて審査する。

なお、本基準における定義は以下のとおり

共催・事業を共同で主催し、職員の労力、または予算や施設などの公的資源を提供すること。

後援・事業の公益性を認め、名義をもって奨励・支援すること。

●申請にあたっては、本基準を熟読し、内容を理解・厳守の上、申請のこと。

すべての申請【審査】共催の要件(A)(ベース承認要件)をすべて満たすこと→(該当しない場合)→不承認

↓(該当する場合)

↓

↓→共催申請・・・【審査】共催の要件(B)に該当→(該当しない場合)→不承認

↓(該当する場合)

承認

↓

↓→後援申請・・・【審査】後援の要件(C-1)に該当→(該当しない場合)→不承認

↓(該当する場合)

【審査】①リスク事業(C-2)非該当→承認

【審査】②リスク事業(C-2)該当→追加書類(Ⅲ)による審査→承認または不承認

A. ベース承認要件(すべての事業に適用)【要綱第2条関係】

アにすべて該当し、イのいずれにも該当しないこと。

ア.基本要件

- ・事業目的が本市の教育(※)の振興・普及向上等に貢献すると認められ、かつ公益性があること。(事業計画書等で確認)【教育振興・公益性】
- ・主催者が明確であり、事業遂行能力があると判断されること。(団体規約、活動実績等で確認)【信頼性】

※承認の対象となる事業は、本市の教育の発展に寄与する事業とする。

ただし、芸術、文化、体育等に関する事業であっても、次の各号のいずれかに該当し、学校教育又は社会教育の振興に資すると認められるものは、教育委員会の共催・後援対象に含むものとする。

- (1) 学校教育、幼児教育又は家庭教育に関連する内容を含むもの
- (2) 児童、生徒又は青少年の健全育成を主たる目的とするもの
- (3) その他、社会教育の一環として教育委員会が認めるもの

イ.不承認基準(不承認事由)

- ・法令の規定に抵触するもの
- ・公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認められるもの
- ・特定の政治・宗教団体、反社会勢力と関係がある、またはそのおそれのあるもの
- ・人権を侵害するもの、または差別を助長するおそれのあるもの
- ・営利を目的とするもの
- ・過去に後援承認の条件を履行しなかった、または虚偽の申請を行った団体
- ・その他、教育委員会が名義使用を許可することが不相当と認めるもの

B. 共催の承認基準【要綱第3条】

共催の承認基準は以下の要件のいずれかに該当すること。

- ・市が当該事業に係る補助金等の予算措置を行っている事業で、当該事業の実施に市職員が直接関与するもの
- ・国、地方公共団体又は市内にその活動の本拠を置く公共的団体が主催する事業で、当該事業の実施に市職員が直接関与するもの
- ・国又は県が主催する事業で、他の地方公共団体との均衡上、教育委員会において共催する必要があると教育長が特に認めるもの
- ・その他これらに類する事業で、教育委員会において共催する必要があると教育長が特に認めるもの

C-1. 後援の承認基準【要綱第4条】

後援の承認基準は以下の要件のいずれかに該当すること。

- ・教育委員会において当該事業に係る補助金等の予算措置を行っている事業
- ・国、地方公共団体又は市内にその活動の本拠を置く公共的団体が主催する事業
- ・その他教育委員会において後援する必要があると教育長が特に認めるもの

C-2. 特別な審査基準(リスクが高い事業に適用)

後援申請対象事業が以下のいずれかに該当する場合、「特別な審査が必要な事業」と定義し、追加の書類提出(Ⅲ参照)と審査を必須とする。

区分	定義
①市外団体等主催事業・市内新規団体	主催者が市外に所在する団体である場合。市内団体であっても、市または市教育委員会においてこれまで共催・後援実績のない団体。(いずれも事業内容・料金は問わない)
②参加費が高額であるもの、または事前徴収するもの	参加費・受講料・代金等について1人あたり10,000円以上を徴収するもの。および金額に関係なく、事前徴収するもの。(主催者の所在地は問わない)
③宿泊または危険性を伴う活動	1泊以上の宿泊、または専門的な指導・安全管理が必要なアクティビティを含むもの。(主催者の所在地は問わない)
④過去にトラブルが発生した団体もしくは過去に発生したトラブルと類似の事業	申請事業において、過去にトラブルが発生した実績がある団体。または、過去にトラブルのあった事業と類似の事業。

【除外規定】

ただし、以下のいずれかに該当する事業については、その事業運営の性質上、安全管理および会計の透明性が担保されているとみなし、本項の特別な審査基準に該当する場合でも、原則として追加提出書類(Ⅲ)の提出を要しないものとする。

- ・ 国または他の地方公共団体が主催または共催する事業。
- ・ 国または他の地方公共団体の受託事業であり、当該契約書類等により安全管理や会計処理が明確にされている事業。
- ・ 市が主催または共催する事業。

Ⅲ. 特別な審査が必要な事業」に対する追加提出書類と審査項目

後援事業で特別な審査基準(Ⅱ-C-2)に該当する場合、以下の書類の提出を求めた上で、内容を審査し承認の可否を決定する。

確認事項	具体的な追加資料・項目	対象事業(Ⅱ-C-2)
団体の信頼性	○団体が事業を適切に遂行できる能力と実績を有しているか確認する。 ・団体の規約・定款(詳細な確認) ・直近の事業報告書、決算書(詳細な確認) ・ネットの口コミ等の確認	①、②、③、④
会計の透明性	○事業の運営が安定しているか、参加費の徴収目的が適正か確認する。 ・詳細な収支予算書(参加費の使途明細を含む)	②

	<p>○参加費の徴収・返金に関する規定を明確化し、トラブルを未然に防ぐための有無を確認する。(チラシ等への明記を義務化)</p> <p>・キャンセルポリシーおよび返金規定の明記</p>	
安全管理	<p>○事故防止・衛生管理・災害時の対応を含む詳細な計画を求め、体制の整備状況を確認する。</p> <p>・詳細な安全管理計画書等</p> <p>・事業当日の救護体制および緊急時連絡フロー図</p> <p>○参加者に対し、事業のリスクを十分に説明した上で同意を得ているか確認する。</p> <p>・募集要項、申込書、または承諾書の写し</p>	③
保険体制	<p>○参加者を対象とした賠償責任保険および傷害保険への加入状況を確認する。</p> <p>・賠償責任保険および傷害保険への加入証の写し</p>	③
再発防止策	<p>○過去のトラブルの検証や再発防止の取組が十分か確認する。</p> <p>・過去トラブルの経緯説明および具体的な再発防止計画書</p> <p>・類似の事業を行う団体に対しては、トラブル事例への対応策</p>	④

IV. 名義使用における責任範囲

1. 共催名義の使用における責任範囲

共催名義の使用承認は、市教育委員会が事業を共同で主催することを意味し、市教育委員会は職員の労力、予算、施設等公的資源の一部を提供する。そのため、事業に関する責任は、次に掲げる原則に基づき、市教育委員会と主催者が分担する。

【原則】

- (1) 市教育委員会は、提供する公的資源の提供・管理上に起因する範囲に限定され、事業運営全般の瑕疵や金銭的トラブル等の主要な責任は主催者が負うものとする。

2. 後援名義の使用における責任範囲

後援名義の使用承認は、その事業が市の教育振興等に資すると認め、その活動を奨励・支援することを意味する。市教育委員会は名義の使用以外に直接的な関与をせず、事業に関する一切の責任は主催者にあること。

V. 広報物作成に関する厳守事項

共催・後援承認の前に「市教育委員会共催・後援」名義入り(「予定」「申請中」などの記載も認めない)の広報物(チラシ、ウェブサイト等)の印刷やその公開を行わないこと。

【重要】

承認前に作成・公開された広報物に訂正が生じ、主催者が損害を負ったとしても、市教育委員会は一切責任を負わない。

また、広報物には、必ず主催者名・連絡先を明記するとともに、必要に応じて以下の事項を記載すること。(以下の事項については、スペースに限りがある場合、記載箇所を示す QR コード等でも可とする)

- ・キャンセルポリシー、返金規定など、参加者保護に必要な情報。(参加費を徴収する事業は必須)
- ・事業に関するすべての責任は主催者が負う旨の文言。(※Ⅱ-C-2 に該当する後援事業は必須)

VI.申請手続き及び結果通知

本基準に基づき、共催・後援名義の使用承認を申請する際は、以下の手続きによること。

1. 申請に必要な書類

以下の書類をすべて揃えて提出すること。(※特別な審査基準に該当する場合は、別途追加書類(Ⅲ参照)が必要。)

- ・ 共催・後援名義使用承認申請書(所定様式)
- ・ 主催団体の概要がわかる資料(規約、会員名簿など)
- ・ 事業計画書(目的、内容、日時、場所、対象等が明記されたもの)

※日時・場所が不確定な段階では原則受け付けませんのでご注意ください。また、広域で実施される事業の場合、本市に影響のある部分のみ共催・後援の対象となりますので、ご注意ください。

- ・ 参加費等を徴収する場合は、収支予算書
- ・ チラシ等印刷物を作成する場合は、チラシ等の案
なお、小中学校にチラシ等の配布を希望する場合は、別途、チラシ配布にかかる申請が必要。詳細は「長門市立小中学校を通じたチラシ等配布承認基準」参照

2. 申請期日

- ・ 共催を希望する場合:開催日の6か月前まで
- ・ 後援を希望する場合:開催日の1か月前まで

※ ポスター・チラシ等の印刷物を製作する場合は、製作20日前又は上記のいずれか早い期日までに申請すること。

【重要】

・申請者側の書類の不備や補正、または準備の遅延に起因した市教育委員会の決定遅延およびそれに伴う損害について、市教育委員会は責任を負わないため、申請者は余裕をもって事業の準備を進めること。

・特に、新規申請や特別な審査が必要な事業の場合、書類の補正や追加確認により決定までに時間を要する場合があるため、申請者は十分な余裕をもって、できる限り早期に申請書を提出すること。

・なお、市教委からの書類の補正や追加確認の要求に対し、申請者からの速やかな補正対応・回答が得られなかったことで、審査を大きく遅滞させたと判断した場合は、補正対応・回答を待たず不承認とする場合がある。

3. 提出先および問い合わせ先

提出方法：郵送、持参、または電子メール(kyoi.somu@city.nagato.lg.jp)

提出先：長門市教育委員会 教育総務課

(住所：〒759-4192 山口県長門市東深川 1339 番地 2)

連絡先(担当課)：教育総務課教育総務班

電話番号：0837-23-1257

4. 結果の通知

後援または共催の承認の諾否を決定した場合は、申請者に文書により通知する。

VII. その他

1. 基準の改正と確認義務

本基準は、社会情勢の変化や行政運営上の必要性に応じ、予告なく改正することがある。申請者は、常に最新の基準を確認する義務を負い、申請時点で有効な最新の基準に基づいて審査は行われるものとする。

2. 名義の使用および取消し

【使用範囲の限定】承認された共催・後援名義は、承認を受けた当該事業にのみ使用できるものとし、他の事業や営利活動に流用してはならない。

【事業内容の変更】承認を受けた事業内容(日時、場所、内容、料金など)を変更する場合は、速やかに事前に市教育委員会に届け出て、再度の承認を得ること。

【承認の取消し】承認後であっても、本基準または法令に違反した場合、公序良俗に反する行為があった場合、その他名義の使用が不相当と認められた場合には、承認を取り消すことがある。

附則(経過措置)

1. 適用期日

本基準は、令和8年4月1日から適用する。

2. 経過措置

(1)猶予期間：本基準は原則、即時の適用とするが、準備の都合など止むを得ない場合は、本基準の適用日(令和8年4月1日)から1年間を限度に適用を猶予することができる。ただし、猶予期間中も、申請者に対しては、可能な限り本基準に基づく運用への協力を求めるものとする。

(2)即時適用：(1)に関わらず、以下のいずれかに該当する申請者による事業については、猶予期間を設けず、本基準を適用する。

ア. 市外新規・実績のない申請者：市外に所在し、かつ本市において共催・後援実績のない新規の申請者。

イ. 過去トラブル発生申請者：過去に本基準に定めるトラブル(II-C-2④)を発生させたことのある申請者。